

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）が充てられる

社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源交付金） 900,000 千円

（歳出）

社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費 12,528,129 千円

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

○社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

○事務費、事務職員の人件費（サービスに直接従事しない職員分）等には充当しない。

（単位：千円）

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

事業名	経費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国（県）支出金	市 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税交付金 （社会保障財源交付金）	そ の 他	
社会福祉	社会福祉事業	433,738	296,678		497	21,600	114,963
	児童福祉事業	4,926,100	3,318,525	90,500	96,245	224,742	1,196,088
	母子福祉事業	444,133	144,780		45	47,344	251,964
	高齢者福祉事業	281,185	50,354		47,779	28,957	154,095
	障害者福祉事業	1,799,197	1,216,047		21,936	88,769	472,445
	生活保護事業	1,155,461	840,800			49,770	264,891
	小 計	9,039,814	5,867,184	90,500	166,502	461,182	2,454,446
社会保険	国民健康保険事業	643,092	342,846			47,492	252,754
	高齢者医療事業	845,769	124,773		463	113,970	606,563
	介護保険事業	1,008,364	46,272			152,180	809,912
	年金事業	394	394				
	小 計	2,497,619	514,285		463	313,642	1,669,229
保健衛生	医療対策事業	277,746	592		23,100	40,185	213,869
	予防対策事業	619,735	143,822		22,727	71,683	381,503
	保健指導事業	93,215	3,755		5,324	13,308	70,828
	小 計	990,696	148,169		51,151	125,176	666,200
合 計	12,528,129	6,529,638	90,500	218,116	900,000	4,789,875	